㈢　市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う仮設足場の設置・撤去工事

※道路橋とは、道路橋示方書が適用される橋梁のことをいう。(以下同じ。)

※維持管理用常設足場とは、高架橋の維持管理のために常設する足場構造のことをいう。劣化因子の遮断機能の有無、材質は問わない。なお、裏面吸音板や仮設足場は含めない。(以下同じ。)

※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。(以下同じ。)

②　共同企業体の代表者以外の構成員

㈠　道路橋における鋼上部工の桁連結工事

㈡　鋼上部工の常設足場の新設又は改良工事

⑷　下記の期間Ａ、期間Ｂについて、次の①から⑥に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という）及び設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和３年10月４日（月）を予定している。

また、元請自らが工場製作を行う場合に限り、工程上一定の区切りと認められる時点(期間Ａ、期間Ｂが切り替わる時点)において、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める。

期間Ａ：準備期間等、現場が稼働していない期間、および足場等仮設備の設置作業期間や仮設備内での調査期間

令和３年10月４日（月）から令和４年２月28日（月）まで

期間Ｂ：目的構造物に係る工事が行われている期間

令和４年３月１日（火）から工期末まで

①　期間Ａ、期間Ｂに配置する主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　期間Ａにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成18年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う仮設足場の設置・撤去工事

なお、上記工事の経験は、平成18年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。

④　期間Ｂにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成18年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

㈠　道路橋における鋼上部工の補修・補強工事

㈡　鋼上部工の維持管理用常設足場の新設又は改良工事

㈢　市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う仮設足場の設置・撤去工事

なお、上記工事の経験は、平成18年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。

⑤　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。）の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑥　設計技術者のうち、いずれか１名は、平成23年度以降に設計監理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる業務の経験を有する者であること。

・道路橋における鋼上部工の補修・補強工事

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）(詳細は「入札説明書」に記載)。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が令和元年度及び令和２年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術資料の審査に関する事項

技術資料の審査項目は下記のとおりである。

⑴　２⑶に掲げる施工実績

⑵　２⑷に掲げる配置予定技術者

⑶　施工計画

４　落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法

落札者は、有効な入札をした者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、上記の場合において、入札金額が２者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

⑵　低入札価格調査等

予定価格を大幅に下回る入札について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（低入札価格調査）又は重点的に調査して判断するための調査（特別重点調査）を行う。低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項については、首都高速道路株式会社の契約規則実施細則（平成24年財務部細則第２号）に規定している。